

那覇市都市計画地場産業振興地区建築条例制定について（概要）

【制定理由】

当該条例を適用する壺屋地区は、琉球王府時代からの伝統を引き継ぐヤチムン（焼物）の里であります。この地場産業の育成を図ることが、壺屋地区のまちづくりにおいて重要な課題となっています。

現在、壺屋地区の都市計画用途地域は、主に第2種中高層住居専用地域が指定されていることから、建築基準法において工場とみなされる焼物工房は、建築を制限されています。

そこで、本条例は、地場産業振興地区内の住環境の保護と地場産業の育成の観点から、建築基準法第49条第2項及び第50条の規定に基づき、建築物の構造及び建築設備について一定の条件を加え、焼物工房の建築を可能とするため、条例を制定したものです。

【概要】

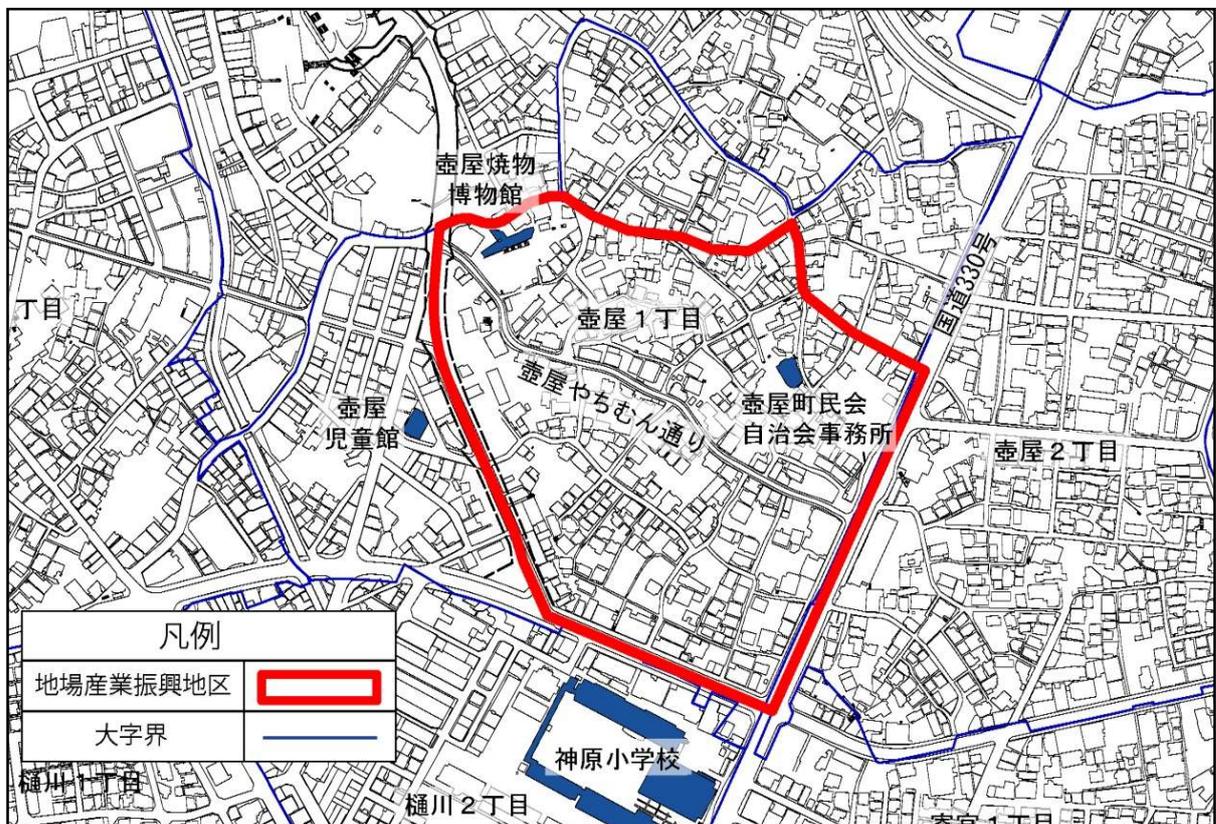
1 目的（条例第1条）

区域内における建築物の建築の制限を緩和し、並びに建築物の構造及び建築設備について制限することにより、本市の地場産業の保護育成を図るとともに、地場産業振興地区の住環境を保全するものとしています。

2 適用される区域（条例第3条）

現在の「壺屋地区都市景観形成地域」の区域と同じ区域としています。

* 沖縄県那覇市壺屋1丁目の一部（8.6ha）



都市計画特別用途地区「地場産業振興地区」

3 建築の制限を緩和する用途（地場産業の育成）

（条例第4条）

制限を緩和する用途は、**焼物工房（陶器の製造に係る事業の用途に供する建築物）**としてしています。

4 焼物工房の規模や構造等に関する主な制限（住環境の保護）

（条例第4条・第5条・別表）

- （1）**作業場の床面積の合計は300平方メートル以内**としてしています。
（条例第4条第1号）
- （2）ロクロや土練機などの**原動機の出力の合計は15キロワット以下**としてしています。
（条例第4条第2号）
- （3）作業場に係る外壁及び屋根などは、**遮音効果のある構造**としてしています。
（条例第5条・別表1～3）
- （4）陶器の製造に使用する焼成炉（窯）は、**ガス窯または電気窯**に限り、**炉内容量の合計は3立方メートルを超えないこと**としてしています。
（条例第5条・別表4）

※ 本条例は、条例施行後に新築・増改築される**焼物工房（陶器の製造に係る事業の用途に供する建築物）**に適用されます。